

めざす生徒像

本校の教育目標と校訓「質実剛健」のもとに、人間性豊かな、知・徳・体の調和のとれた人格の形成をめざし、常に自主的・自律的な態度で自己の向上に努め、文武両道の実践と爽やかな校風を継承し、夢と志をもって明るく健全な学校生活を送れる生徒。

1 校内外の生活について

- (1) 法令や校則を遵守し健全な生活をする。
- (2) 丁寧な言葉遣い、真摯な態度を保ち、常に礼儀・挨拶を心がける。
- (3) 互いの人権を尊重し、共に支えあえる仲間づくりに努める。
- (4) 学校の施設や備品を大切にし、校内美化や整理・整頓を心がける。
- (5) 教室は常に清潔に保ち、換気に留意する。
- (6) 所持品は学校生活に必要な物のみとし、各自の責任で保管する。
- (7) 携帯電話・スマートフォン等の使用については、ルールとマナーを守って節度ある適切な使用を心がける。校内では電源を切り、各自の責任で保管する。スマートウォッチなどウェアラブル端末等についても同様の扱いとする。

※ただし、放課後は、連絡用としてのスマートフォン等の使用を可とする。(その他の目的で使用の際は、申し出ること。)

2 身だしなみについて

高校生であることを自覚し、端正・清楚を心がけ、地域社会の信頼を得られるように努める。服装・頭髪についての規程は別に定める。

3 服装・頭髪規程

必ず指定の制服・体操服を着用し、正しい着こなしをすること。(別紙：制服の着こなしガイド参照)

- (1) 冬服 ※原則として10月1日から5月31日まで
 - ① 男子は標準学生服を着用し、指定のボタンをつける。
 - ② 女子は指定の制服とリボンを着用する。
 - ③ ズボン着用時には、華美でないベルトを使用する。
 - ④ スカートの丈は膝が隠れる程度とする。
 - ⑤ 靴下は白・黒・紺とし、無地のものとする。ただし、入学式や卒業式など式典の際には黒または紺とする。
 - ⑥ ストッキングは黒またはベージュとする。
 - ⑦ 靴は華美でないものとする。
 - ⑧ 防寒具は華美でないものとする。
- (2) 夏服 ※原則として6月1日から9月30日まで
 - ① 男子は指定の校章入り開襟シャツを着用する。
 - ② 女子は指定の制服とリボンを着用する。
 - ③ 制服・開襟シャツの下には華美な色物や柄物の衣類を着用しない。
 - ④ その他は冬の服装に準ずる。
- (3) 頭髪・装飾品など
 - ① 頭髪・爪等は、原則として自然な状態で清潔に保ち、適切に整える。
 - ② 髪型は、ナチュラルヘア(奇抜な髪型、派手な髪型でないこと)とする
 - ③ 髪留めを使用する場合は、華美でないものとする。
 - ④ 化粧・装飾品等で外見を飾らず、内面からの自分らしさを大切にする。
- (4) その他
 - ① 必ず本校指定のバッグを持って通学する。
 - ② 体育時の服装は、本校指定のものとする。

- ③ 上履きは本校指定のものとし、氏名を記入する。
- ④ 怪我や病気でやむを得ず異装をする場合は、許可を得る。

4 登下校について

登下校の際は交通法規とマナーを守り、自他の安全を心がける。

- (1) 余裕をもって登校し、始業5分前には教室に入るように努める。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、必ず事前に学校に連絡する。
- (3) 自転車・原動機付自転車による通学許可については別に定める交通規程に従う。
- (4) 自転車通学生は、学校指定のステッカーを貼り、所定の場所に駐輪して施錠する。日常の点検整備、自転車保険への加入、および乗車時のヘルメット着用を努め、常に安全運転を心がける。
- (5) 原動機付自転車通学生は学校指定のステッカーを貼り、ヘルメットを必ず着用する。交通法規を遵守し常に安全運転を心がけ事故防止に努める。交通事故や違反を起こした場合は、速やかに適切な対応をするとともに必ず学校に連絡をする。
- (6) 列車・バス通学生は、公共のマナーを守り他の利用者への気配りを心がける。定期乗車券の使用にあたっては、その規則をよく守る。
- (7) 自家用車の送迎による通学生は、学校周辺の狭い市道には入らず、別に示す学校から離れた区域で乗り降りし安全確保に努める。

(その他)

※「めざす生徒像」改定のための手順

- ① ホームルームで意見をまとめ、生徒会・校則検討委員会に提案する。
- ② 校則検討委員会で協議、生徒総会を開催する。
- ③ 校則検討委員会からの要望を、職員会議にかける。
- ④ 職員会議等の意見を踏まえ、校長の決裁で改定される。